

台東区内指定地域密着型通所介護事業者 各位

地域密着型通所介護費における個別機能訓練加算の算定要件について

日頃から台東区の介護保険運営にご協力いただきありがとうございます。

介護保険法の規定に基づく「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」の地域密着型通所介護費における個別機能訓練加算には区分ⅠとⅡがございますが、算定要件につきまして各事業者により認識に相違があることから、今般、改めて本加算の算定要件について下記のとおりお示し致しますので、各事業者におかれましてはご確認のうえ、今後の事業所運営を行って頂きますようお願いいたします。

記

1. 対象基準

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準

(平成18年厚生労働省告示第126号)

2の2 地域密着型通所介護費 注11 個別機能訓練加算

2. 個別機能訓練加算（Ⅰ）と（Ⅱ）の共通点と違いについて

別紙1のとおりお示し致しますので、ご確認ください。

※参考資料

【別紙2-1】指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準

【別紙2-2】指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

【別紙2-3】通所介護、地域密着型通所介護及び短期入所生活介護における個別機能訓練加算に関する事務処理手順例及び様式例の掲示について